

府民公募型整備事業（府民提案型）技術審査一覧【乙訓地域】

整理番号	提案施設			提案概要	用地買収の有無	工事の仕分け等（第1段階チェック）		技術審査（第2段階チェック）結果						技術審査結果	事業委員会意見等	備考
	種別	名称	所在地			対象	→対象工事とならない理由 (横外:対象番号を記入)	公共事業としての必要性、地域づくりとの整合性		技術上の適合性		速効性				
								公共事業としての必要性	地域づくり等との整合性	地域要望等との整合性	関係法令、構造基準等との適合性	早期対応の必要性	他の管理者等との調整の難易			
1	交通安全施設	信号機(新設)	乙訓郡大山崎町宇山崎小字尻江69番地3先町道1012号線同1086号線交差点	通学路であり、南北に横断する歩行者の安全を図るため信号機と横断歩道の設置を要望	無	○	○	○	○	×	○	×	実施しない		向日町署管内(受付番号18)	
2	交通安全施設	信号機(新設)	長岡京市長法寺南篠谷1番地先大山崎大枝線市道0209号線交差点	通学路であるが、通勤時市道0209号線を通り抜ける車両が多く危険なため信号機の設置を要望	無	○	○	○	○	×	○	○	実施しない		向日町署管内(受付番号234)	
3	交通安全施設	信号機(新設)	長岡京市下海印寺伊賀寺40番地1先大山崎大枝線市道2049号線交差点	生活道路が大崎大枝線の開通により分断され、横断するのに危険なため信号機の設置を要望	無	○	○	○	○	○	○	○	実施		向日町署管内(受付番号237)	
4	交通安全施設	信号機(新設)	長岡京市下海印寺尾流23番地1先市道2184号線同0104号線交差点	交差点南方に寺、公民館があり、通学で横断するにも隣接交差点では距離があるため信号機の設置を要望	無	○	○	○	○	○	×	○	実施しない		向日町署管内(受付番号238)	
5	交通安全施設	信号機(新設)	向日市寺戸町向畑52番地6先市道2087号線寺戸公民館先	向日市の中心街で通勤、買い物時間帯には横断歩行者が多い場所であるため信号機の設置を要望	無	○	○	○	○	○	×	○	実施しない		向日町署管内(受付番号251)	
6	交通安全施設	信号機(歩灯増設)横断歩道増設	長岡京市下海印寺西条長岡京市道2184号線同2054号線交差点	交差点南詰への横断歩道と歩行者灯器の設置を要望	無	○	○	○	○	○	○	○	実施		向日町署管内(受付番号239)	
7	交通安全施設	信号機(移設)	向日市寺戸町大牧上久世石見上里線寺戸町大牧交差点	信号機の西方への移設、黄色点滅から青待機への変更、灯器の西日対策を要望	無	○	⑤						実施		向日町署管内(受付番号243)	
8	交通安全施設	信号機(多視示化)	向日市寺戸町中ノ段西京高樹線向日町龍輪橋前交差点	交通量が多く、なかなか右折できないため渋滞しており、右折青矢信号の設置を要望	無	○	○	○	○	○	○	○	実施		向日町署管内(受付番号248)	

◆【第1段階チェック：対象とならない工事】

- ①国や市町村が管理する施設に関する工事
- ②利便性向上や環境整備に関する工事
- ③特定の個人や団体等の利益に限られる工事
- ④道路バイパス工事や河川整備工事など相当の事業期間を要する大規模な工事、建物の新築・大規模な改築工事

☆《他事業での実施》

- ⑤他の事業で既に着手している又は計画区間等に含まれている工事

◆【第2段階チェック：技術審査】

- 6項目について○、×の評価を記入

府民公募型整備事業（府民提案型）技術審査一覧【乙訓地域】

整理 番号	提案施設			提案概要	用地買収 の有無	工事の仕分け等（第1段階チェック）		技術審査（第2段階チェック）結果						技術審査 結果	事業委員会 意見等	備考		
	種別	名 称	所在地			対象	→対象工事とならない理由 （欄外：対象番号を記入）	公共事業としての必要性、地域づくりとの整合性			技術上の適合性	速効性						
								公共事業とし ての必要性	地域づくり等と の整合性	地域要望等との 整合性	関係法令、構 造基準等との 適合性	早期対応の必 要性	他の管理者等と の調整の難易					
9	交通 安全 施設	信号機 （文字板設置）	向日市鷺冠井町八ノ坪 森本上植野幹線市 道4068号線交 差点	道路が狭く、停止線の手 前で停止する車が多い。 感知中の表示機能付きの 文字板設置を要望	無	○		○	○	○	○	○	○	○	○	実施	向日町管内 （受付番号250）	
10	交通 安全 施設	一時停止	向日市寺戸町西野 25番地8先	一時停止規制要望	無	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	実施	向日町管内 （受付番号242）

- ◆【第1段階チェック：対象とならない工事】
  - ①国や市町村が管理する施設に関する工事
  - ②利便性向上や環境整備に関する工事
  - ③特定の個人や団体等の利益に限られる工事
  - ④道路バイパス工事や河川整備工事など相当の事業期間を要する大規模な工事、建物の新築・大規模な改築工事
- ☆《他事業での実施》
  - ⑤他の事業で既に着手している又は計画区間等に含まれている工事
- ◆【第2段階チェック：技術審査】
  - 6項目について○、×の評価を記入